

# 市民意見の募集結果

小田原市契約規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

## 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市契約規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成28年9月6日(火)
意見提出期間	平成28年9月6日(火)から平成28年10月5日(水) まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

## 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	2件(1人)
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

## 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

### 総括表

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他(質問など)	

## 具体的な内容

### (1) 入札保証金に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	インターネットでの入札だけでなく、通常の入札においても、入札保証金の額を入札者の決める見積金額の100分の5以上ではなく、最低売扱価格である予定価格の100分の10以上とするべきでは？	C	本市では、入札者が落札者となった場合に、当該入札に係る契約を締結すべき義務の履行を担保するために、会計法第29条の4に準じて、入札者が見積もる金額の100分の5以上の入札保証金の納付を求めています。インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札にあっては、入札保証金の額を予定価格の100分の10以上の定額としなければ、システムを利用できないため、例外規定を設けるものです。見直しに関するご意見については、今後の検討のための参考とさせていただきます。

### (2) 契約保証金に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	落札者の負担を軽減するため、契約保証金の額を予定価格の100分の10以上とし、入札保証金の額と同様とすることとできるのであれば、通常の入札においても落札者の負担を軽減するため同様にするべきでは？	C	本市では、契約者の契約上の義務の履行を担保するために、会計法第29条の9に準じて、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を求めています。インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札にあっては、入札保証金の額を予定価格の100分の10以上の定額としなければシステムを利用できないため、例外規定を設けるとともに、事務の軽減を図るため、契約保証金の額と同額とするものです。見直しに関するご意見については、今後の検討のための参考とさせていただきます。